

【日本脳炎予防接種の積極的接種勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方について】

特例対象①:平成10年4月2日～平成19年4月1日に生まれた方

日本脳炎の接種が完了していない方は、20歳未満までの間、1期(3回)・2期(1回)を定期接種として受けることができます。

<予診票について>

平成27年3月中旬に個別送付しています。

※転入や紛失等で予診票をお持ちでない方は、接種前に交付手続きが必要になります。

⑦転入された方

土浦市保健センター(下高津二丁目)窓口にて交付手続きとなります。

手続きの際は必ず母子健康手帳をご持参ください。

⑧出生時から継続して土浦市にお住まいの方

母子健康手帳をお手元にご準備のうえ、接種する10日前までに健康増進課(☎029-826-3471)まで電話連絡ください。

電話にて母子健康手帳の接種履歴と市で管理している接種履歴を照合し、未接種分の予診票をご自宅に郵送します。(ただし、日本脳炎特例①予防接種の予診票に限る)

土浦市保健センター(下高津二丁目)窓口でも交付手続きできます。窓口にて手続きの際は、必ず母子健康手帳をご持参ください。

<接種スケジュール>

これまでに接種した回数	今後のスケジュール
全く受けていない方	6日以上の間隔をおいて2回、 2回目接種から6か月以上の間隔をおいて3回目を接種。 4回目は9歳以上で接種し、3回目との接種間隔は6日以上あける。
1回のみ受けた方	2回目と3回目を6日以上の間隔をおいて接種。 4回目は9歳以上で接種し、3回目との接種間隔は6日以上あける。
2回受けた方	3回目を接種。 4回目は9歳以上で接種し、3回目との接種間隔は6日以上あける。
3回受けた方	4回目を9歳以上で接種し、3回目との接種間隔は6日以上あける。